

仙台市の就学支援の 概要と現状

令和2年12月1日(火)

仙台市教育局学校教育部特別支援教育課



- 1 はじめに
～障害のある児童生徒の学びの場
- 2 近年の就学支援に関する動向
- 3 就学支援に関する主な法令等
- 4 仙台市の就学支援の進め方(手順)
- 5 仙台市の就学支援に関する状況

1 はじめに

～障害のある児童生徒の 学びの場



障害のある児童生徒の学びの場について

学びの場

特別支援学校

視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由, 病弱, 知的障害の5障害種

小中学校

特別支援学級

弱視, 難聴, 肢体不自由, 病弱・身体虚弱, 知的障害, 自閉症・情緒障害の6障害種

通級による指導

言語障害
難聴
LD・ADHD等

通常の学級

1年1組
1年2組・・・

2 近年の就学支援に関する動向



近年の就学支援に関する動向

- ・平成19年－特別支援教育の本格的実施
（「特殊教育」から「特別支援教育」へ）
- ・平成19年－障害者権利条約署名
（インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮など）
- ・平成21年－特別支援学級の対象に自閉症を明記
- ・平成23年－障害者基本法改正
（十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮、本人・保護者の意向を可能な限り尊重など）

近年の就学支援に関する動向

- 平成24年－中教審初中分科会報告（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進）
 - 就学相談・就学先決定の在り方、合理的配慮、多様な学びの場の整備、教職員の専門性向上など
- 平成25年－障害者差別解消法制定（施行：H28）
（合理的配慮提供の法的義務など）
- 平成25年－就学制度改正（学校教育法施行令改正）
 - 「認定就学」制度廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）など
- 平成26年－障害者権利条約批准

インクルーシブ教育システムとは（中教審報告）

障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

中央教育審議会初等中等教育分科会報告（H24）

1. 共生社会の形成に向けて

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

早期からの教育相談・支援、就学先決定の仕組み、一貫した支援の仕組み、就学相談・就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

多様な学びの場の整備と教職員の確保、学校間連携の推進、交流及び共同学習の推進、関係機関等の連携

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

近年の就学支援に関する動向

- 平成24年－中教審報告初中分科会報告（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進）
 - 就学相談・就学先決定の在り方、合理的配慮、多様な学びの場の整備、教職員の専門性向上など
- 平成25年－障害者差別解消法制定（施行：H28）
（合理的配慮提供の法的義務など）
- 平成25年－就学制度改正（学校教育法施行令改正）
 - 「認定就学」制度廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）など
- 平成26年－障害者権利条約批准

中教審報告等を踏まえた学校教育法施行令の一部改正

○学校教育法施行令の一部改正 (H25.8)

- (一定程度の※) 障害のある児童生徒の就学先決定の仕組み
- 改正前: 特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校に就学可能(→認定就学制度)
- 改正後: 個々の障害の状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとし、その際、本人・保護者の意向を可能な限り尊重
柔軟な転学、保護者・専門家からの意見聴取の
機会の拡大など

※視覚障害者等で学教法施行令22条の3の表に規定する程度のもの

3 就学支援に関する 主な法令等



学校教育法施行令 第18条の2

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校または特別支援学校への就学または転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

市町村の教育
視覚障害者等
別支援学校への
うとするときは、そ
理学その他の障
する専門的知識を
こと。

視覚障害者等とは……
視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で，その障害が，
第22条の3の表に規定する程度のもの。（学校教育法施行令第5条）

学校教育法施行令22条の3

視覚障害...(略), 聴覚障害...(略), 肢体不自由...(略), 病弱...(略),

知的障害

一 知的発達の遅滞があり, 他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの

二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち, 社会生活への適応が著しく困難なもの

特別支援学級に関する障害の程度

「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について(通知)」平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育長通知に基づく

「特別支援学級に関する障害の程度」

弱視...(略), 難聴...(略), 肢体不自由...(略), 病弱・
身体虚弱...(略), 自閉症・情緒障害...(略),

<知的障害>

知的発達 の遅滞があり, 他人との意思疎通に軽度
の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要
で, 社会生活への適応が困難である程度のも

学校教育法施行令 第18条の2

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校または特別支援学校への就学または転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

仙台市就学支援委員会条例

(設置)

第一条 本市に仙台市就学支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、本市の設置する小学校及び中学校の就学予定者及び就学児童生徒のうち障害を有する者の就学に係る教育支援に関し調査審議し、その結果を答申する。

仙台市就学支援委員会条例

(組織)

第三条 委員会は、委員六十人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 一 学校医及び専門医
- 二 学識経験者
- 三 小学校長、中学校長及び特別支援学校長
- 四 特別支援教育の関係教職員
- 五 関係行政機関の職員
- 六 教育委員会の職員

仙台市就学支援委員会について

委員
60人

専門員
55人

< 部 会 >

- ①知的障害(5)
- ②自閉症・情緒障害(6)
- ③肢体不自由(1)
- ④病弱・身体虚弱(1)
- ⑤視覚障害(1)
- ⑥聴覚障害(1)
- ⑦言語通級(1)
- ⑧LD等通級(2)

4 仙台市の就学支援の 進め方(手順)



仙台市の就学支援の進め方

在籍児

学校

校内就学支援
委員会で検討

保護者・本人と
教育相談

市教委事務局

教育相談票
提出

審議結果の
通知

仙台市
就学支援委員会

〔事務局：
特別支援教育課〕

審議

審議結果

仙台市の就学支援の進め方

新就学児

市教委事務局

新就学児相談会
保護者との教育相談
幼稚園・保育所等の資料

保護者との
教育相談

教育相談票
提出

審議結果の
通知

仙台市
就学支援委員会

〔事務局：
特別支援教育課〕

審議

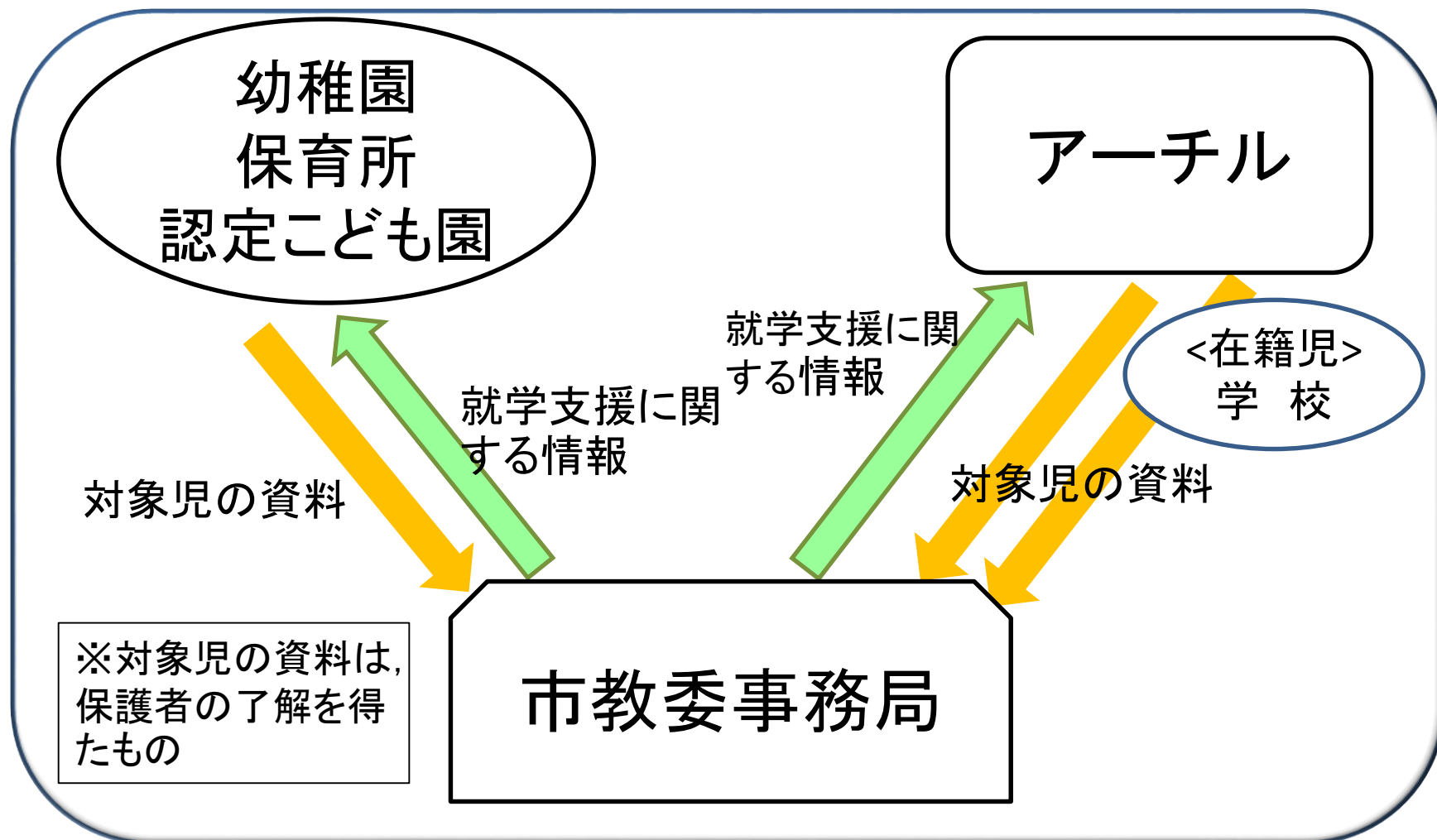
審議結果

「学びの場」の検討（留意点）

仙台市就学支援委員会の審議結果により、
選択できる学びの場が異なる。

審議結果 \ 検討の場	通常の学級	特別支援学級	特別支援学校
通常の学級で配慮	◎	×	×
特別支援学級適切	○	◎	×
特別支援学校適切	○	○	◎

関係機関との連携について

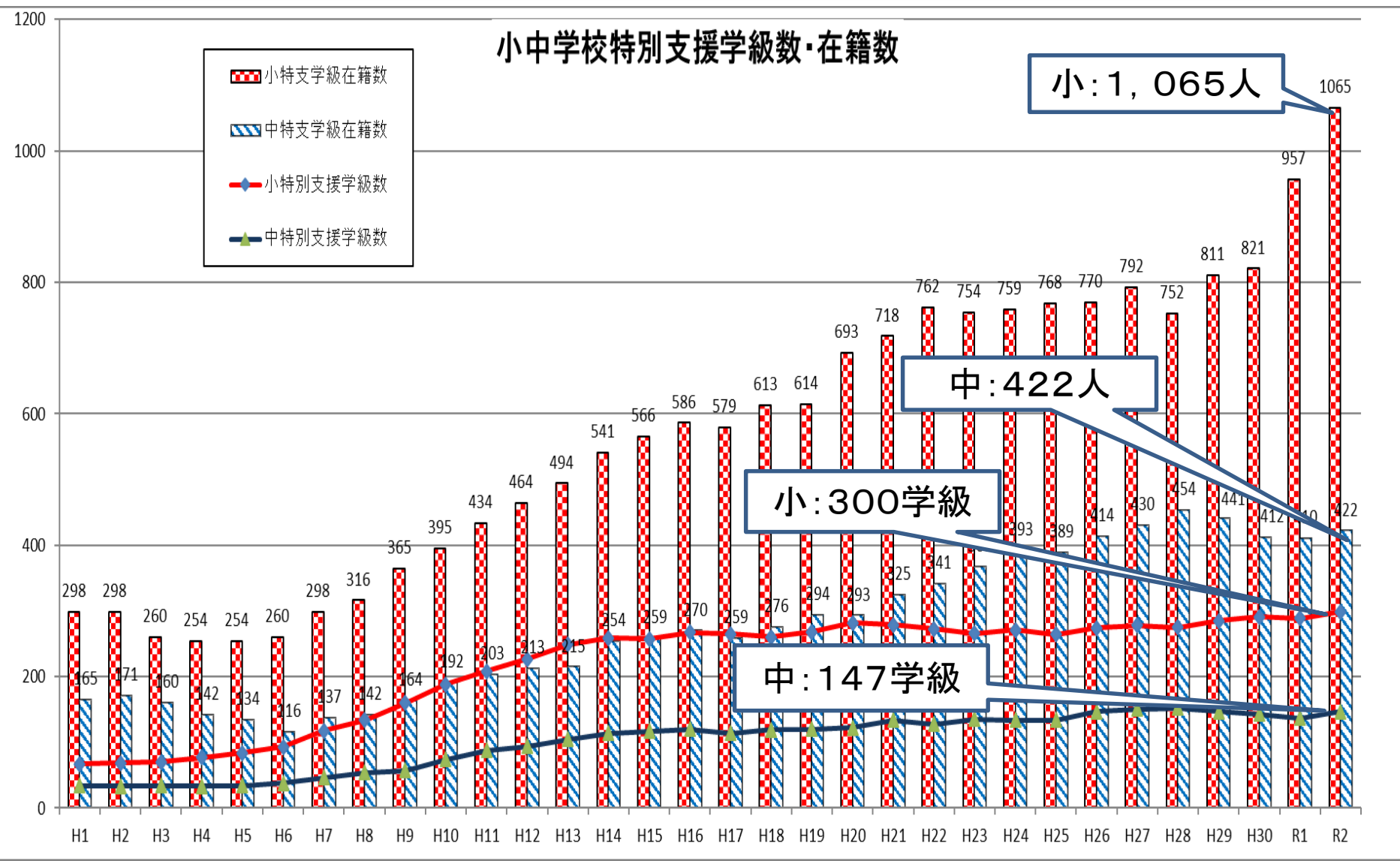


5 仙台市の就学支援に関する状況

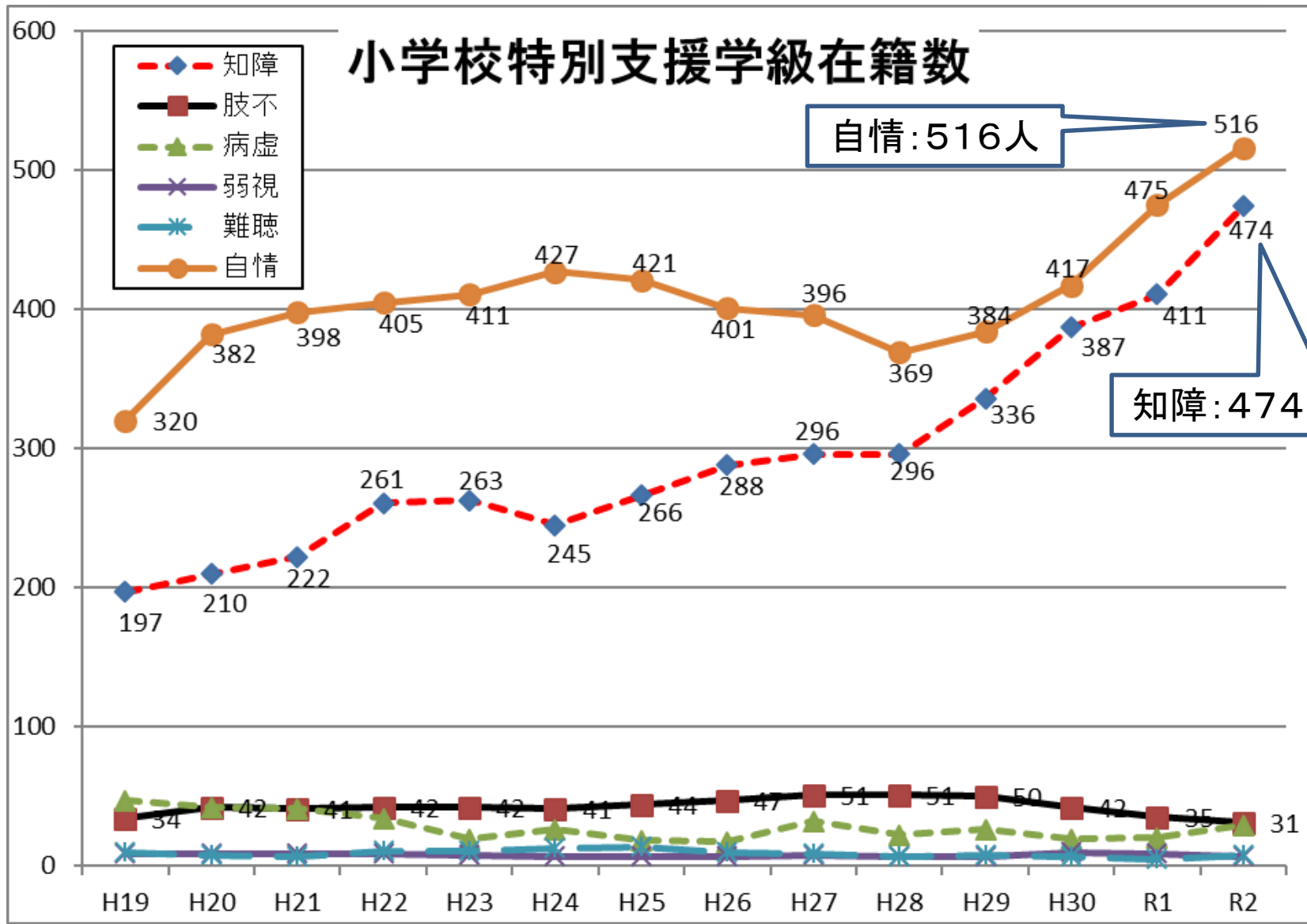


市立小中学校 特別支援学級在籍児童生徒数の推移

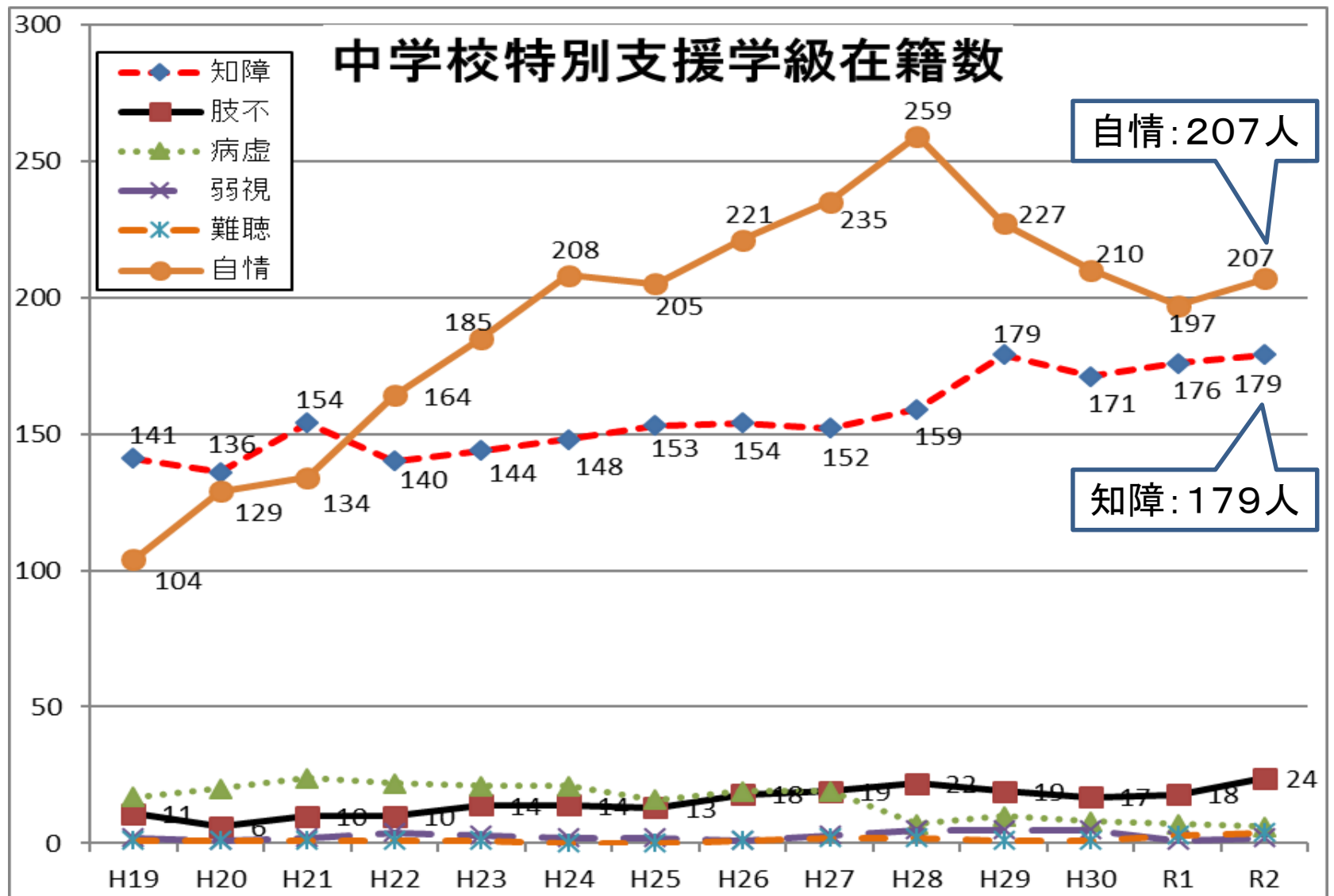
小中学校特別支援学級数・在籍数



市立小中学校 特別支援学級在籍児童生徒数の推移

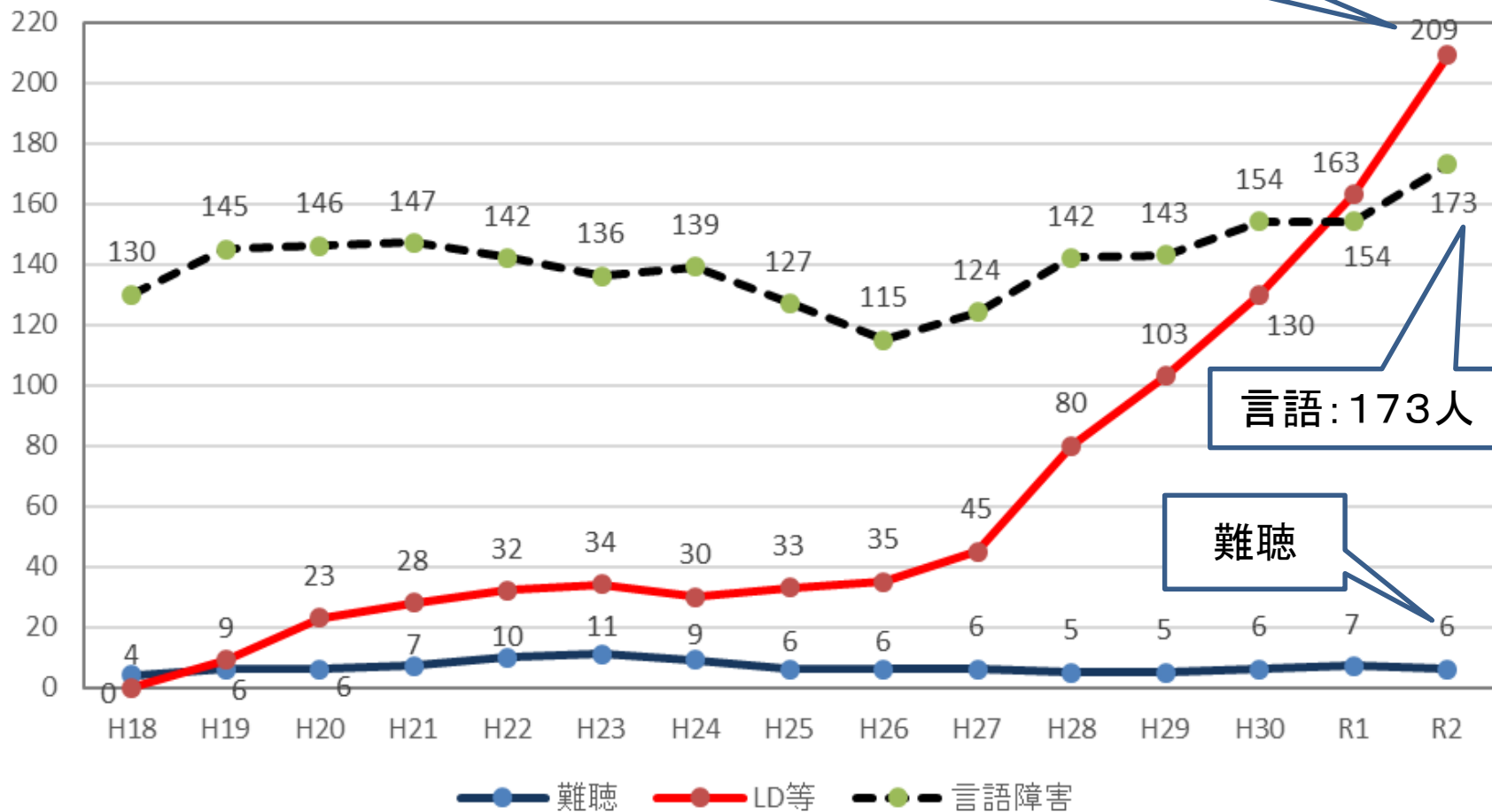


市立小中学校 特別支援学級在籍児童生徒数の推移

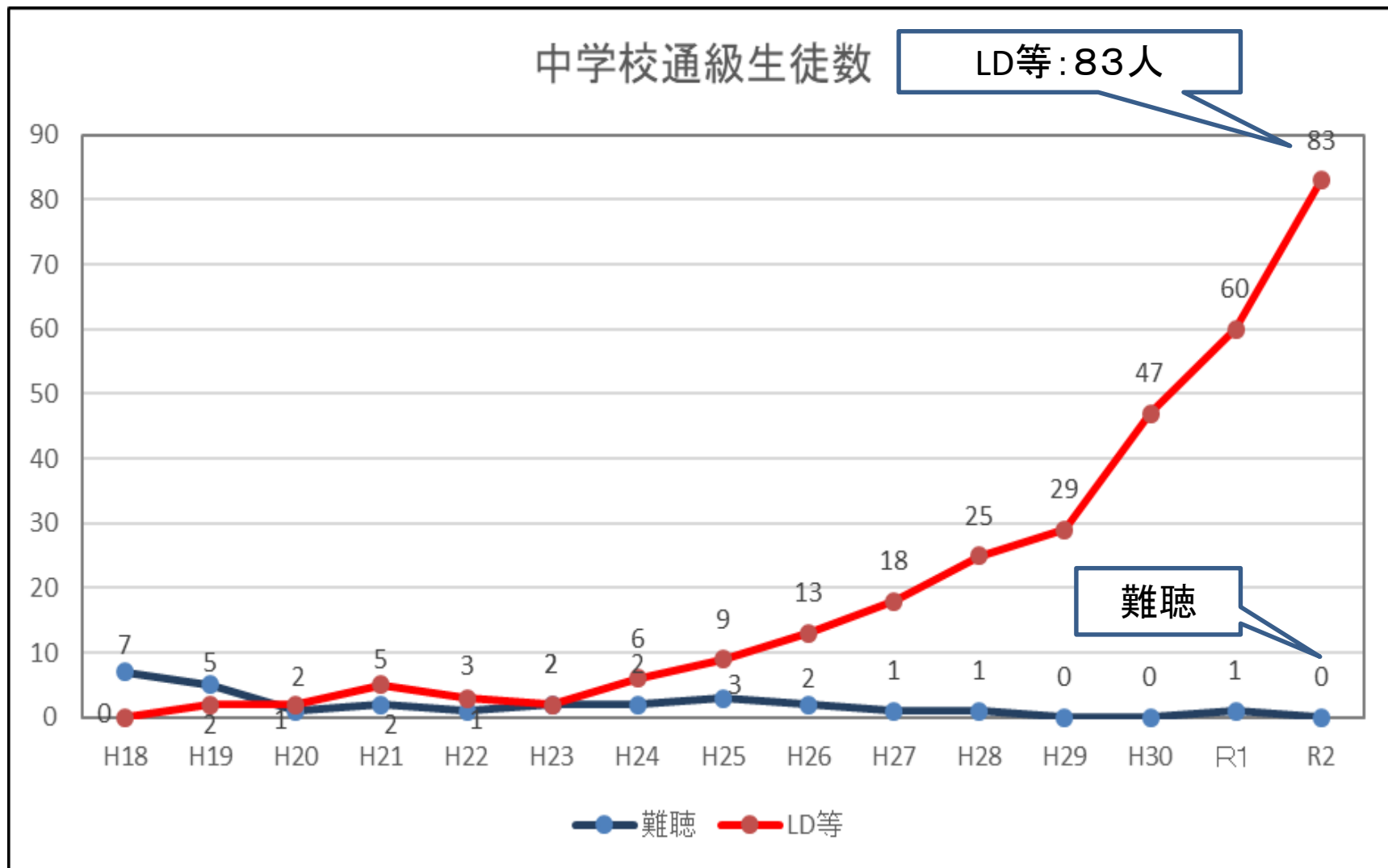


市立小中学校 通級指導教室児童生徒数の推移

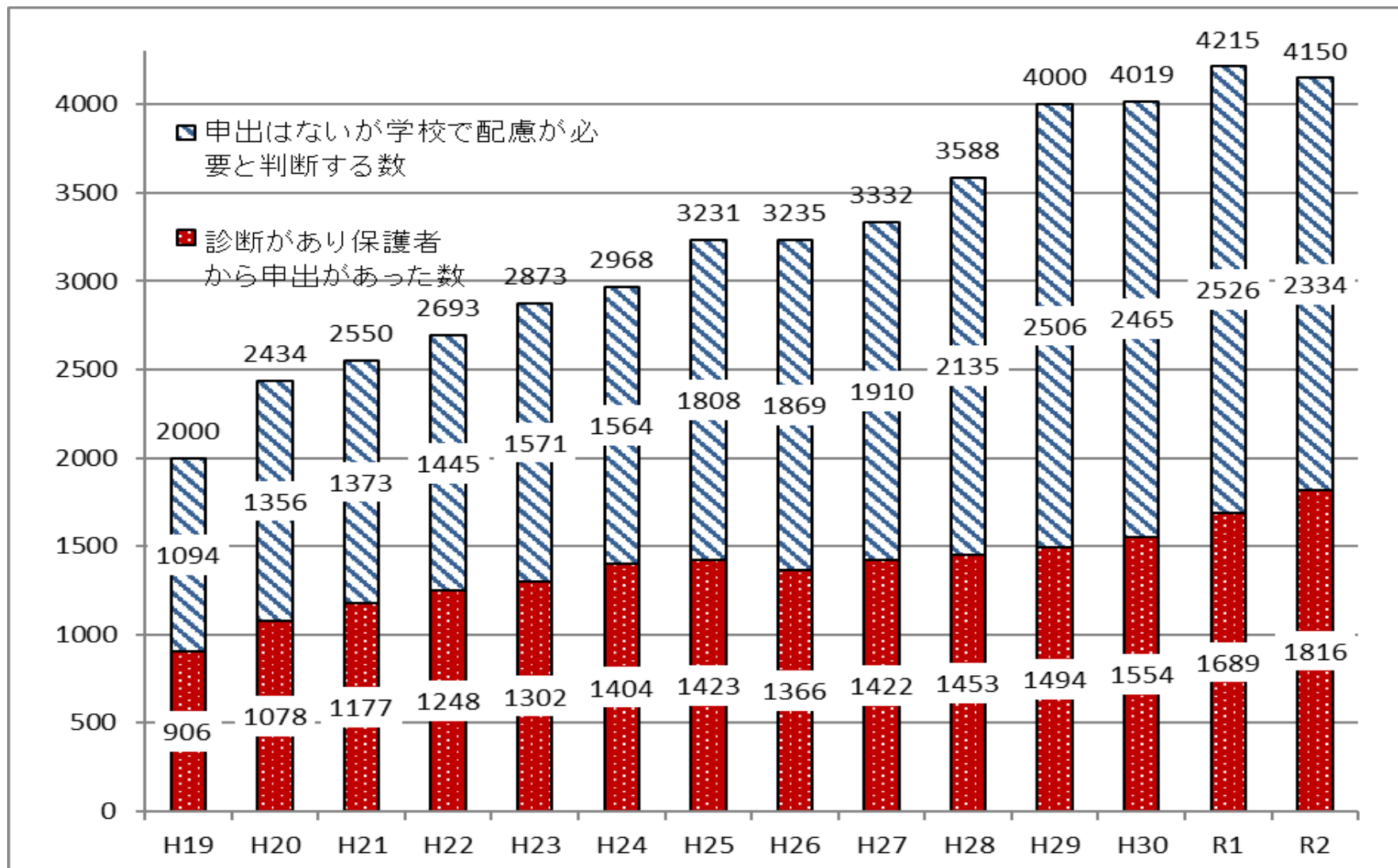
小学校通級児童数



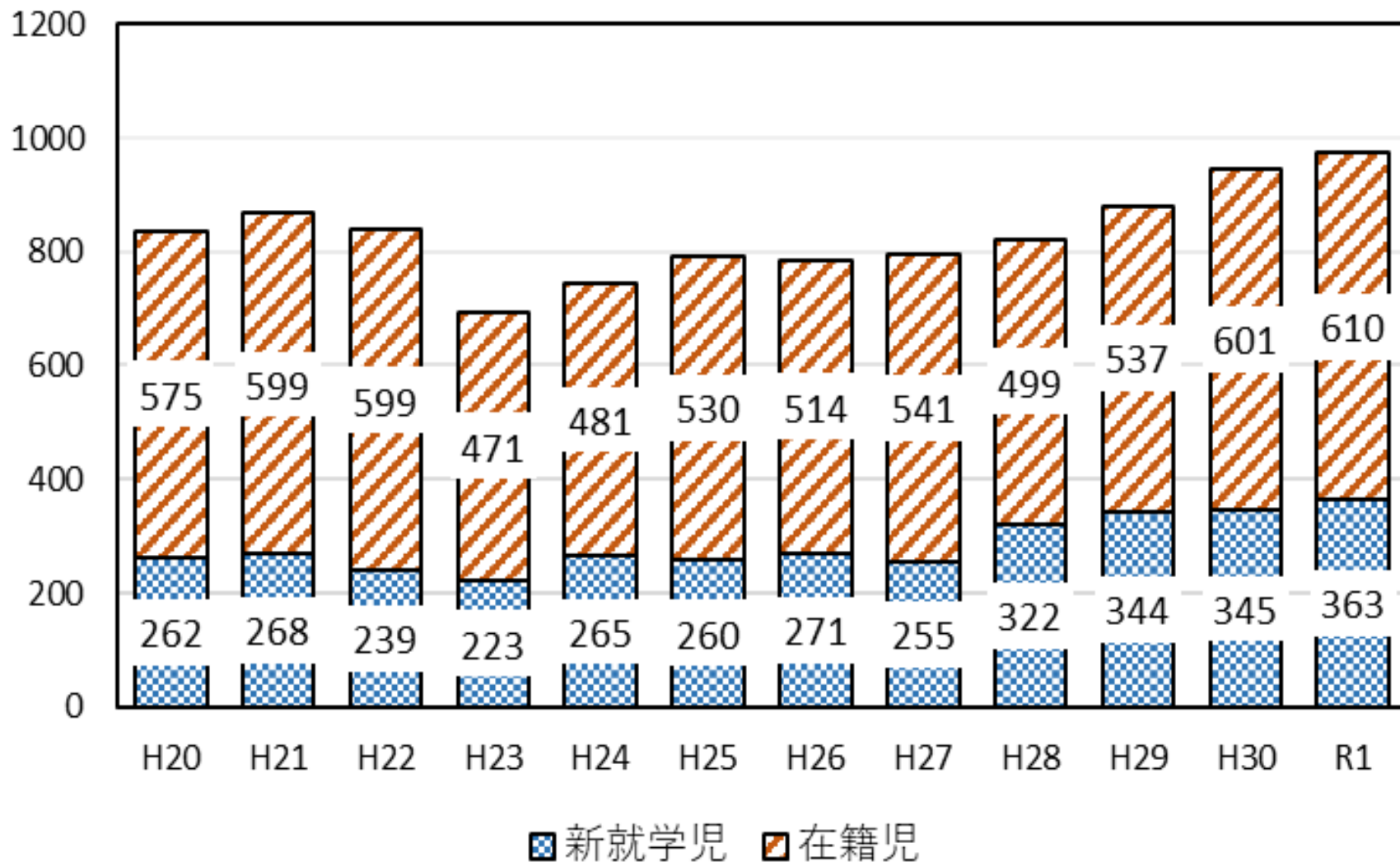
市立小中学校 通級指導教室児童生徒数の推移



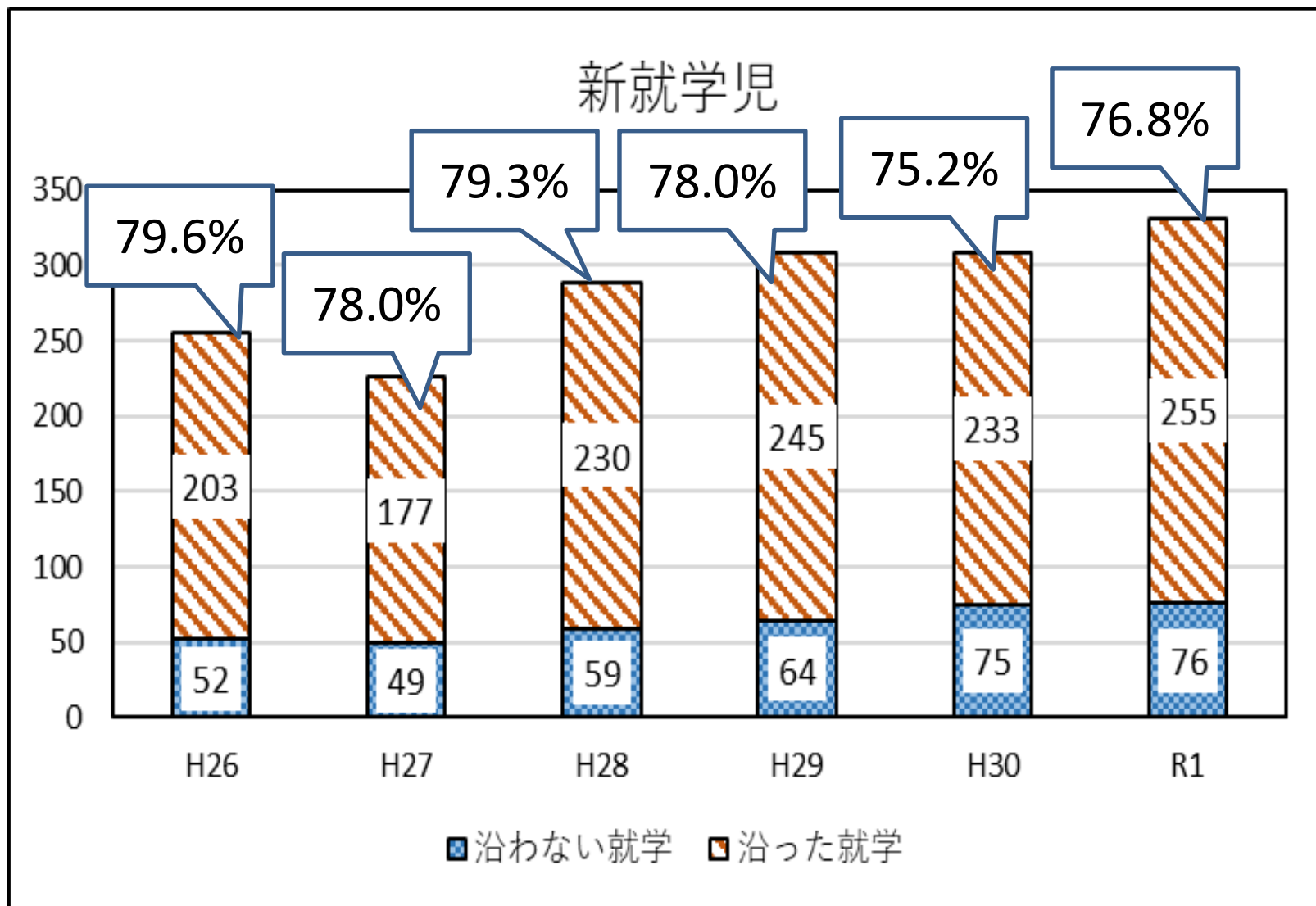
通常の学級で配慮が必要な児童生徒数(小中学校)



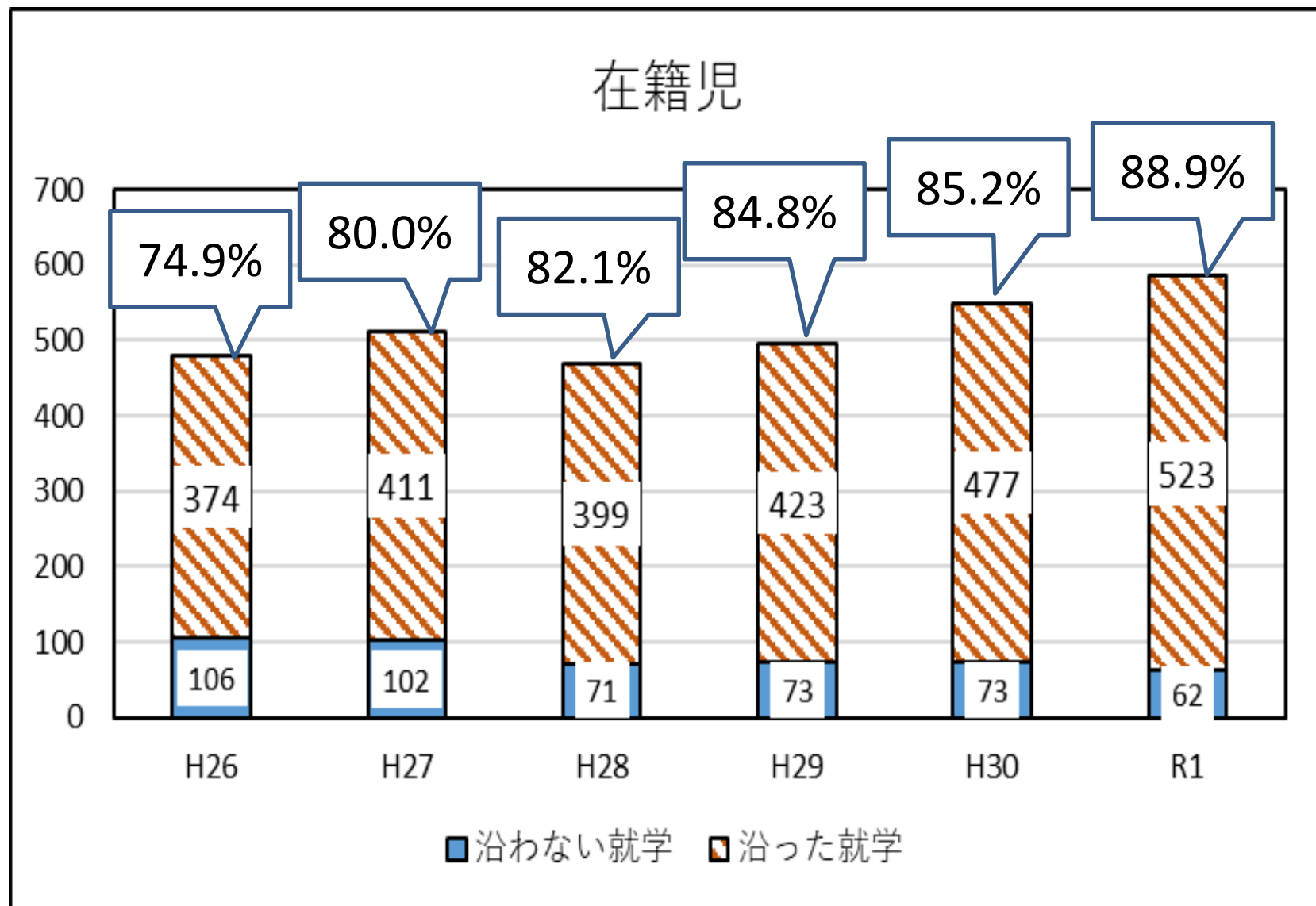
仙台市就学支援委員会での審議件数



仙台市就学支援委員会の審議結果と就学



仙台市就学支援委員会の審議結果と就学



R1市就学支援委員会の審議に関わった人数・時間

	委員	専門員	合計
就学支援に関わった延べ人数	252人	574人	826人
就学支援に関わった合計時間	64時間	107時間	171時間

新就学児相談会参加件数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
参加件数	224	293	290	276	308	301

仙台市の就学支援の 概要と現状

令和2年12月1日(火)

仙台市教育局学校教育部特別支援教育課

